

## 第12回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員 (10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事 渡部尋斗主事補
6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第 26号 農地改良の受理の報告について

日程第4 報告第 27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 議案第 36号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第 37号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第7 議案第 38号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第8 議案第 39号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第9 議案第 40号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

日程第10 議案第 41号 飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議 長

この雨が降る前は少し空梅雨かと、また水不足の心配をしましたが、最近になって、強い雨が降ったことで、少し安心した所であります。田植えも終わり、緑が見事に見える感じでありました。昨日、ここで飯豊町の農業振興審議会がございまして、東北農政局の農政業務管理官が、今年の米の適正価格になるには、面積的に山形県の作付け面積位が、他の作物に転作しなければならないと指摘を受けました。なかなか良い例えと聞いたところでした。また、県の方では、総合支庁の高橋農業振興課長が意見を述べて頂きまして、山形県は、はえぬき、雪若丸は共に順調な販売を示しておりますが、やっぱり外食のはえぬきは残っているということで、この部分については、県としてはまだ計画の段階だが、県内外の贈答米としての、送料の支援、県内企業の食堂に使って欲しいお願い、学生の支援等々に向けられないかと、話しておりました。いわゆる、作付けで過剰な部分が出てきても在庫を無くしておけば、なんとかするという考えだと思います。まずは、豊作になるのが一番だと思いますので、これからの稲作の生育を見守っていきたいと思います。

それでは、ただいまより第12回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、5番木村朝子委員、6番鈴木寛幸を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程3報告第26号「農地改良の受理の報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

農地転用制限の例外の届出について説明させていただきます。

1 番	申 請 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字上峠下 467-6 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,532 m <sup>2</sup>	

飯豊町役場から南東へ約4キロメートル諏訪峠近くの位置にある農地です。詳細な場所については、位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。農地改良等を必要とする理由は畑物を作るため農地を嵩上する計画であります。工事時間は令和3年6月2日から令和4年10月30日まで行います。施工は自力施工を予定しております。工事の概要は1mほどの嵩上をしたのち、表土を再利用します。被

害除対策ですが、すべて影響のないように対策を講じます。工事完了後は大豆を作付する予定であります。6月12日、地元農業委員である〇〇〇と農地最適化推進員の〇〇〇と現地確認を行いました。施工にあたっては記載事項に十分留意するよう契約も併せて提出されております。以上報告といたします。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第4報告第27号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。なお、番号1、2ともに、相続によるものでございます。

1番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字丹後屋敷 2978	
	地目地積	田 1筆で 3,238 m <sup>2</sup>	
2番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字岡二 589-1 はじめ 10筆	
	地目地積	田 8筆畑 2筆で 20,112 m <sup>2</sup>	

以上でございます。

議長 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第5議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字向川原 104 はじめ 14筆	
	地目地積	田 11筆畑 3筆で 32,034 m <sup>2</sup>	

以上でありますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇〇〇委員

〇〇〇 ただ今、事務局から説明があった通りであります。〇〇〇、〇〇〇は親子関係であります。年金の関係での更新ですので、宜しくご承認お願い申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第6議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明致します。

1番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字南館 1327-6	
	地目地積	畑1筆で174㎡	

申請地は、飯豊町役場から北東に約2.5キロメートル、旭公民館近くの位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図を添付させて頂いております。申請地については10ha以上の集団農地の広がりのある第1種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、申請地沿いの町道拡幅工事により物置小屋を移設するもので、併用地を含めカーポート、通路を設けるなど全面積使用する計画であります。工事着手は、許可後で、令和3年8月30日頃までに工事を完了する予定です。農地法について十分な理解がされておらず、転用の許可前に工事に着手してしまったため、始末書が提出されておりますが、現在は工事をストップいただいております。補足説明を行います。事業費は土地造成費194万円、建築物215万円、その他74万円、合計483万円となっております。資金計画につきましては、すべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。取水はしない。汚水、生活雑排水については該当ありません。雨水は自然流下であります。土地改良区との関係性ですが、地区外であり白川土地改良区に確認をしております。そのほか協議事項などはありません。続いて被害防除計画について説明いたします。0.3mの盛度造成を行います。法面は植生で保護します。近傍農地へは建物の高さを加減して、極力日照等の影響を与えない計画であり、農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、6月15日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、第1種農地において土地周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で集落に接続して設置するものは許可が

できるとされております。しかし、農地法4条の知事の許可を得ておりません。その場合、当該違反に係る土地が農用地区域内の土地ではなく、かつ農地転用許可基準にて可能と認める場合には追認である意見書を付して県へ進達します。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇委員 　　番号1の案件であります。道路拡張による物置小屋の移設場所と確認してきました。移設場所は、農地から十分距離があり、特に問題のない場所でありました。ただ、町道拡張工事で、小屋の移設を決めた時点で、移設場所の確認まで気づいてもらえたと思ったんですが、残念でした。ご審議のほどお願い申し上げます

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 　　農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字才頭林 3324-149	
	地目地積	畑 1 筆で 162 m <sup>2</sup>	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大谷地 3264-113	
	地目地積	畑 1 筆で 864 m <sup>2</sup>	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字二反田二 1122-25	
	地目地積	田 1 筆で 18 m <sup>2</sup>	

1 番の案件は、申請地については公共投資の対象となっていない小集団にある第 2 種農地になります。転用事由は、上郷地区における農地基盤整備工事による工事現場事務所の一時的設置のため利用するものです。現場事務所、仮設トイレ、資材置場等併用地を含め全面積使用いたします。工事着手は、許可後で、令和 3 年 1 2 月 2 0 日頃までに工事を完了する予定です。なお、農地法について十分な理解がされておらず、4 月からプレハブを設置しており、追認として申請されております。補足説明を行います。事業費は合計 8 5 万円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄っております。取水はしない。汚水は汲み取り、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透であります。土地改良区との関係性ですが、地区外であり白川土地改良区に確認をしております。続いて被害防除計画について説明いたします。造成は行いません。近傍農地への日照等の影響ですが、影響のないよう対策済み、農業用排水施設等に及ぼすこともございません。以上の内容について、6 月 1 0 日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、一時転用の場合、農地復元計画があり、その後農地へ確実に戻すことが認められる場合許可ができるとされております。しかし、農地法 5 条の知事の許可を得ておりません。その場合、当該違反に係る土地が農地転用許可基準にて可能と認める場合には、追認である意見書を付して県へ進達します。

2 番の案件は、申請地については公共投資の対象となっていない小集団にある第 2 種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、近隣河川災害復旧工事による工事現場事務所の一時的設置のため利用するものです。現場事務所、仮設トイレ、駐車場、通路等を含め全面積使用いたします。工事着手は、許可後で、令和 3 年 9 月 3 0 日頃までに工事を完了する予定です。なお、農地法について十分な理解がされておらず、4 月からプレハブを設置しており、追認として申請されております。補足説明を行います。事業費は 5 0 万円となっております。資金計画につきましては、すべて自己資金で賄っております。取水はしない。汚水は汲み取り、生活雑排水については該当ありません。雨水は地下浸透であります。土地改良区との関係性ですが、地区外であり白川土地改良区に確認をしております。続いて被害防除計画について説明いたします。造成は行いません。近傍農地への日照等の影響ですが、影響を与える農地はなく、農業用排水施設等に及ぼすこともございません。以上の内容について、6 月 1 0 日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、一時転用の場合、農地復元計画があり、その後農地へ確実に戻すことが認められる場合許可ができるとされております。しかし、農地法 5 条の知事の許可を得ておりません。その場合、当該違反に係る土地が農地転用許可基準にて可能と認める場合には追認である意見書を付して県へ進達します。

3 番の案件ですが、申請地については市街地近郊の小集団の農地であり、第 2 種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計

画図も一緒にご覧ください。転用事由は、申請地に隣接する〇〇〇の宅地に食い込んでいる農地であり、住宅の屋根の雪が直接落ちる場所にあります。そこで、雪捨て場として宅地利用するものです。工事着手は、許可後で、令和3年8月31日頃までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は土地取得費9万円、その他含めまして合計24万円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。取水はしない。汚水、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透であります。土地改良区との関係性ですが、地区外であり、白川土地改良区に確認をしております。被害防除計画について説明いたします。盛土造成は行いません。その他、建物等の建設は行わない計画であり近傍農地への影響についてはありません。農業用排水施設等に及ぼす影響もございません。以上の内容について、6月11日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、第2種農地の転用は、第3種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇委員 　　1番、2番の案件につきまして、事務局の説明の通りであります。現場事務所として利用するものでありますが、こちらも始末書を提出という案件になってしまいました。大変残念なところではありますが、私としても地元として、もっと情報の収集に努めておれば、もう少し早く指導できたという反省点もあることではありますが、使用に関しては問題ないと考えております。以上であります。

議 長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇委員 　　3番の案件ですが、〇〇〇の農地が〇〇〇の住宅の方に、少し入り込んでいて、南側には、〇〇〇の住宅があって、日陰になって、なかなか作物も作付けするのも大変で、現在は、〇〇〇が保全管理をされているようであります。そこを境界を真っ直ぐして、今まで通り雪捨て場にしたいということでありました。特に問題ないと思われませんが、よろしくご審議お願い致します。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第8議案第39号「農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について説明致します。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里六 648-1	
	地目地積	田 1 筆で 1, 220. 60 ㎡	

申請地は、飯豊町役場から南に約4キロメートル、手ノ子郵便局から北側の位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。申請地については市街地近郊の小集団の農地であり、第2種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由について説明をいたします。申請者は昨年8月に工事現場事務所の設置にて転用の許可を受けておりますが、令和3年度に新たに工事を受注しました。事業計画書のとおり仮設ハウス、仮設トイレ、資材置場などの一時利用をしますが、面積の変更もなく、利用期間が延長されるため計画変更申請となりました。県とは既に事前協議が済んでおります。補足説明を行います。事業費は110万円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄っております。取水はしない。汚水は汲み取り、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透であります。駐車場の利用は7台となっております。土地改良区との関係性ですが、地区外であり白川土地改良区に確認をしております。続いて被害防除計画について説明いたします。造成は行いません。近傍農地への日照等の影響ですが、影響を与える農地はなく、農業用排水施設等に及ぼすこともございません。以上の内容について、6月10日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、一時転用の場合、農地復元計画があり、その後農地へ確実に戻ることが認められる場合許可ができるとされております。なお、許可相当の場合、農業委員会の意見書を添付して県へ進達をいたします。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇委員 事務局の説明のとおり、6月10日の午後から現地確認をしたところです。私も現地を3月頃から見えていたんですが、当初、原状回復工事を途中まで進んでおりました。それが、ここに書いているとおり、県道の拡張工事の受注が出来たことだと思うんですが、昨年まで現場工事としていたところの半分ほどを復元したところで、



今回の受注でもう一度、変更計画を出して使用するということで、現場を確認したんですが、特に問題がなく、工事が出来ると思いますので、ご審議お願い申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第9議案第40号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。所有権移転1件、利用権設定4件、合計5件となっております。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字境見山 3559-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 462 m <sup>2</sup>	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞三 6738	
	地目地積	田 1 筆で 2,948 m <sup>2</sup>	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字実相坊 3661 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,842 m <sup>2</sup>	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字大畑 3432 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 2,201 m <sup>2</sup>	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字滑石 4017-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,345 m <sup>2</sup>	

すべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長 ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。〇〇〇

〇〇委員 1 番の案件ですが、〇〇〇は元々、添川の東山に住んでおられた方で、土地を処分したいということで、近隣の〇〇〇をお願いしたようです、値段も妥当な線と思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。2 番の案件ですが、〇〇〇は転作をしております、近くの〇〇〇は畑をしたいということです。年数も、金額も妥当な線だと思っておりますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇委員 3 番の案件は、再設定であります。〇〇〇は親子で農業をやっておられて、規模拡大され、機械も十分やっているとしますので、ご承認よろしくをお願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇委員 4 番の案件ですが、耕作者の〇〇〇ですが、最近、ドローンなどのよる農薬散布をされている意欲的な農家であります。特に問題ありませんので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇委員 5 番の案件ですが、再設定であります。推進委員と現地を確認してまいりまして、〇〇〇の管理等な問題ないと判断しました。よろしくご審議お願いします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員で承認することに決定しました。続きまして、日程第 10 議案第 41 号「飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。事務

局の説明を求めます。

事務局 私の方から議案第41号飯豊農業振興整備計画の変更に対する意見について説明させていただきます。今回申請があったのは、小白川上郷の〇〇〇が会社の倉庫、乾燥室、資材置場を確保したいということで、農業区域除外について申請がありました。今回除外があった土地の所在ですが、大字小白川字新屋敷 1714、3,575 m<sup>2</sup>、小白川字新屋敷 1740、202 m<sup>2</sup>となっております。場所は、〇〇〇の目の前の農地となっております。今回、倉庫、乾燥室を建設にあたって、農用地区域除外をした利用は、申請者は、現在2か所の資材置き場を借用しているが、場所が離れており、資材の運搬に不便を感じていた。また、スペースも不足していたため、会社の近隣に新たな資材置場を設置したいと考えていた。そこで、営農活動に極力影響のない土地を候補地として選定したが、資材置場としての面積が不足する為、農用地区域であった申請地を候補地とした。土地所有者、近隣土地所有者利用者からも同意を得ており、事業計画については、現実性があり、変更する面積も妥当である。都市計画法による土地利用計画が未策定で住宅周辺農地まで農用地区域としている本町としては、農用地区域内の土地ではあるがやむを得ないと判断したためです。こちら第1種農地になりますが、法第13条第2項第2号の要件に、周辺農地や、農作業に影響がないこと、また、法第13条第2項第3号の要件に、周辺の農業経営を営む者の理解を得ていること、また、第13条第2項第4号の要件に、周辺農業施設の影響がないこと、この3つの要件を満たしており、問題ないと思っております。事業計画書を添付しております。以上説明いたします。

議長 ただ今の説明に質問意見等ありましたら、お願いします。格別ないようでした賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で決議することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第12回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

( 午前10時30分 会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年6月25日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 (5番) \_\_\_\_\_

署名委員 (6番) \_\_\_\_\_